

## 県内文化団体つなぐイベント推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内の文化団体が地域どうしを「つなぐ」、または団体どうしを「つなぐ」ことにより、県内文化イベントの認知度向上、県内文化団体の相乗的な基盤強化を図り、「イベントの大規模化と文化活動を行う人の増加」の好循環を創出し、「芸術文化=奈良」という新たな「奈良ブランド」を確立するため、県内文化団体等に対し、広域で連携等して実施する事業に要する経費等について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 県内文化団体つなぐイベント推進補助金（以下「当補助金」という。）の交付の対象者は、次の各号に掲げる者で、あらかじめ補助対象事業の計画を作成し、当該計画が当補助金の交付対象として採択された者とする。

- (1) 県内市町村
- (2) 県内市町村により構成される実行委員会・協議会等
- (3) 県内市町村により指定を受けた指定管理者
- (4) (1)から(3)に該当しない団体
- (5) 複数の補助対象者（(1)から(4)に該当する者）により構成される実行委員会・協議会等

2 前項(2)に該当する者は、次の各号に掲げる要件のうち(3)から(9)に掲げる要件を、前項(3)に該当する者は、次の各号に掲げる要件のうち(1)から(8)に掲げる要件を、前項(4)及び(5)に該当する者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 県内に事務所の所在地又は活動の拠点を有する団体であること。
- (2) 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。
- (3) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (4) 会計経理が明確であること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 団体の全役員が、成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であること。
- (9) 非営利の団体であること。

### (補助対象事業)

第3条 当補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業であって、県内の芸術文化の振興に寄与するものとして知事が認める県内で実施する事業とする。

- (1) 別表第1に定める要素のいずれか若しくは全てを満たす事業であること。ただし、前条第1項(5)に該当する者については、別表第1の「団体どうしをつなぐ」の要件を既に満たしているものとする。
- (2) 別表第2に定める要素を複数満たす事業であること。
- (3) 当補助金を除く財源の調達が確実にできる見込みがあること。
- (4) 特定の個人又は団体のみを対象として実施する事業でないこと。
- (5) チャリティコンサート等の寄附又は募金を目的とするものではないこと。
- (6) 営利を目的とするものではないこと。
- (7) 当該事業に対し、県から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (8) 申請の当該年度中にイベントを実施する事業であること。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 当補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

当補助金の交付の対象となる経費	補助金の額
補助対象事業に要する経費で、別表第3に掲げるもの。なお、経費については事業期間中に支出が完了したものを対象とする。	左記の経費から入場料等収入を控除した額の2分の1以内の額（ただし、次条に定める上限額以内とする。）

(補助額の上限)

第5条 補助額の上限は、1事業につき1,000,000円とする。

(補助事業の事業期間)

第6条 補助事業の事業期間は、当補助金の交付の決定を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、第9条に規定する書類を知事に届け出たときは、この限りではない。

(当補助金の交付申請)

第7条 当補助金の交付を受けようとする者は、県内文化団体つなぐイベント推進補助金交付申請書（第1-1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1-2号様式）

- (2) 収支予算書（第1－3号様式）
- (3) 団体調書（第1－4号様式）
- (4) 団体の財政状況について（第1－5号様式）
- (5) 過去に実施した同様の事業の収支について（第1－6号様式）
- (6) 事業の実施体制（第1－7号様式）
- (7) 団体目的等についての誓約書（第1－8号様式）
- (8) その他知事が必要と認める書類

（当補助金の交付決定等）

第8条 知事は、前条の書類を受理した場合において、当該申請書に係る書類を審査し、適当と認めるときは、当補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。この場合において、知事が当補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（指令前着手）

第9条 当補助金の申請者が、やむを得ない事由により前条の交付決定を受けないうで、補助事業に着手しようとするときは、県内文化団体つなぐイベント推進補助金指令前着手届（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、当補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（記載事項変更の承認）

第11条 当補助金の交付の決定を受けた者は、事業計画について変更（補助金の交付の対象となる経費の20パーセント未満の変更を除く。）をしようとするときは、県内文化団体つなぐイベント推進補助金事業計画変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（指示及び検査）

第12条 知事は、当補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（当補助金の一部交付の申請）

第13条 当補助金の交付の決定を受けた者は、事業目的達成のために必要があるときは、事業期間の間に1回に限り県内文化団体つなぐイベント推進補助金一部交付申請書（第3－1号様式）を知事に提出することで、交付決定を受けた当補助金のうち4割までの金額について交付を申請することができる。

2 県内文化団体つなぐイベント推進補助金一部交付申請書（第3－1号様式）

には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業実績中間報告書（第3-2号様式）
- (2) 収支精算見込み書（第3-3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（当補助金の一部交付の額の確定）

第14条 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において、当該申請書に係る書類を審査し、適当と認めたときは、一部交付すべき当補助金の額を確定し、当補助金の交付の決定を受けた者に書面により通知する。

（当補助金の一部交付の請求）

第15条 前条による当補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに補助金一部交付請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（当補助金の一部交付）

第16条 知事は、前条の請求書の提出を受けたときは、当補助金の一部を交付する。

（事業実績の報告）

第17条 当補助金の交付の決定を受けた者は、次に該当する場合は速やかに県内文化団体つなぐイベント推進補助金事業実施報告書（第5-1号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業が完了したとき。
- (2) 規則第8条第2項第2号に該当することとなったために、当補助金等の交付の決定の取り消しを受けたとき。

2 県内文化団体つなぐイベント推進補助金事業実施報告書（第5-1号様式）には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業実績報告書（第5-2号様式）
- (2) 収支精算書（第5-3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の書類の提出は、第1項第1号に該当するときは補助事業完了後1か月を経過する日又は当補助金の交付を決定した年度の末日のいずれか早い日までに行うものとし、同項第2号に該当するときは、該当した日から1か月を経過する日までに行うものとする。

（当補助金の額の確定）

第18条 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において、当該報告書に係る書類を審査し、適当と認めたときは、交付すべき当補助金の額を確定し、当補助金の交付の決定を受けた者に書面により通知する。

(当補助金の請求)

第19条 前条による当補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(当補助金の交付)

第20条 知事は、前条の請求書の提出を受けたときは、当補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第21条 知事は、当補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、当補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助事業の実施が不可能となったとき。

2 前項の規定により当補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した当補助金の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第22条 当補助金の交付を受けた者は、本事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業の完了した日が属する年度の翌年度から5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、当補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月14日から施行する。

別表第1

要素	内容
地域どうしをつなぐ	様々な地域で活動することで、県内全体の地域の活性化が見込める事業で、県内の複数の市町村を会場として実施するもの
団体どうしをつなぐ	次の要件のいずれかを満たす団体等と共催する事業 1 県内に事務所の所在地又は活動の拠点を有する団体 2 県内市町村 3 県内市町村により構成される実行委員会・協議会等 4 県内市町村により指定を受けた指定管理者

別表第 2

要素	内容
文化を通じた世代間や地域間等の交流	芸術文化を通じた世代間交流、アーティスト同士の交流による発信力の強い事業等の「交流」をキーワードにした新たな参加者を見込める先駆的・創造的な事業
次世代の育成	県内における文化活動の次世代育成の輪を広げ、地域間の交流を推進するとともに、次世代の育成により地域活動の活性化や新たな取組の展開につながる事業
継続性が期待できる事業展開	1 回限りではなく、次年度以降も事業を拡大・大規模化して継続できるよう計画性を持ち、金銭面・人材面等実施体制を含め工夫している事業
多数の県民の積極的な参加	新たな文化関心層の開拓につながる事業、多数の県民の参加を伴う事業等の県民参加の仕組みや仕掛けに顕著な工夫が認められる事業

別表第3

項目	内容
出演及び出店関係費	出演料、演奏料、指揮料、演出料、振付料、展示品借上料 等
旅費	出演者・講師・団体の構成員が事業本番及びリハーサルに参加するための会場までの交通費及び宿泊費、出演者・講師が事業実施のための進捗会議等に出席するための交通費で議事録等により出席が確認できるもの 等
印刷及び広報関係費	ポスター並びにチラシ及びパンフレット印刷、広告料、宣伝料 等
設営及び舞台費	会場設営及び撤去費、舞台費、音響費、照明費、楽器運搬費、展示物運搬費、会場整理費、警備費 等
会場費	会場使用料、設備使用料 等
その他	知事が特別に認めるもの

(備考)

次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- ・申請団体構成員以外が支出した経費
- ・申請団体の構成員に対する謝金
- ・申請団体及び申請団体構成員自身が請求者となっている経費で、必要性及び合理性がないもの・事業が終了しても団体に残るもの（衣装、楽器、美術作品等）の購入費
- ・賞金、賞品等に係る経費
- ・レセプション費用及び飲食関係費用
- ・団体運営費及び事務所維持費
- ・金融機関等に対する振込手数料
- ・ガソリン代（レンタカーの場合を除く）
- ・当補助金申請のための費用、補助金の一部交付申請のための費用及び実績報告のための費用
- ・その他助成対象として適当でないと知事が判断したもの